

班田法における「墾田」規定の再考察：日中律令制の比較研究をめぐって

何, 東
九州大学大学院法学府

<https://doi.org/10.15017/10982>

出版情報：九大法学. 90, pp.1-38, 2005-02-28. Kyudai Hogakkai
バージョン：
権利関係：



班田法における「墾田」規定の再考察

——日中律令制の比較研究をめぐって——

何

東

はじめに

第一章 律令田制と墾田

第一節 律令田制と墾田

第二節 墾田永年私財法と私的土地所有成立の契機

第二章 班田法と均田法の比較

第一節 官人永業田の規定と墾田永年私財法

第二節 班田法と均田法の法思想について

第三章 日本律令国家の再考察

第一節 墾田永年私財法と律令収取方針の転換

第二節 律令法及び律令制の変容

おわりに

はじめに

周知のように、律令とは古代中国で成立した成文法典である。官僚が裁判を行い、人民を支配する際に守るべき法規であり、罪刑法定主義的な性格をもった原則として機能していた。律は今日の刑法、令は行政法・民法・訴訟法に相当する。そして、律令制とは律令に規定された制度、また律令が国制の骨格として重要な位置を占めている国家体制をさすものである。日本の律令制度は、大宝・養老律令の制度としてとらえることができる。⁽¹⁾

現在の古代史研究においては、日本の律令国家建設を大宝令の実施、天平時代の中ごろからの政策転換、平安前期の在地首长制の解体という諸段階を経て初めて完成したと理解する吉田氏の説の影響が大きい。かつての日本古代法制史における通説的理解は、大略以下のようなものである。律令制国家は公地公民制を原則とし、班田法を施行したが、班田収授の口分田の不足で、政府は養老七(七二三)年に三世一身の法を実施して開墾を奨励し、さらに天平十五(七四三)年に墾田永年私財法を施行し、墾田の永代所有を認めた。これを契機に王臣家・寺社は国司などの国家機関に依存しつつ各地に荘を設け、地方有力者の墾田の買得や未墾地の開墾を大々的に進めた。これにより私的土地所有が発達し、やがて公地公民制に基づく律令制国家の崩壊につながった。⁽²⁾従って、天平十五(七四三)年の墾田永年私財法は、律令制の公地公民制の崩壊の指標であるとされていたのである。以上のような通説的な理解に対して、吉田氏は墾田永年私財法は律令制が社会に浸透していく過程での政策転換ととらえ、古代日本の土地制度は、墾田永年私財法が制定されることによつて、ようやく本来の律令的土地法の姿に近づき、班田を中核とする律令制的土地政策は、墾田永年私財法の制定によつてむしろ順調に進展していくことになったとする。⁽³⁾では

吉田説の論証過程は如何。

第一に、吉田氏によれば、中国の均田法は限田制的要素と屯田制的要素との二つの側面を持っていた。⁽⁴⁾ 日本の班田法は「中国の田令における口分田と永業田の二重構造を採用せず、墾田に関連深い永業田の規定を切捨て、口分田のみの規定だけとした」⁽⁵⁾。その根拠として吉田氏があげるのは、日本の養老田令本文に「墾田」という用語が一度も使用されていないことである。そして、日本の班田法は熟田の集中的把握を主眼としており、既墾田（熟田）と新規開墾田との関連が絶たれていたと説明される。

第二に、吉田氏によれば、墾田永年私財法のモデルとされるのは、唐田令の官人永業田の規定である。その理由としては以下の二点があげられている。

① 官人永業田の対象は「無主荒地」であって、それが、墾田永年私財法の墾田と実質的に対応する。また官人永業田が「皆不得狭郷受」（田地が少ないところに占田してはならない）が、墾田永年私財法の「不得因茲占請百姓有妨之地」（百姓に妨げる場所で開墾してはならない）に対応する。⁽⁶⁾

② 唐における官品に応じた官人永業田の限度額は、墾田永年私財法における品位による墾田の限度額に相当する。⁽⁷⁾ さらに、墾田永年私財法には、百姓の墾田所有額に関する規定があるが、同様の規定が唐の均田法に含まれている。唐令の民戸に支給される永業田がこれに相当する。⁽⁸⁾

以上の考察から、吉田氏は、墾田永年私財法は、日本の田令に欠けていた限田制的要素を唐令をモデルに導入したものであって、これによって、墾田をも含めて土地を総体的に国家が統制できるようになった、つまり、同法によって、日本の律令国家が田地に対する支配体制を強化することになったのだから、むしろ律令制の拡大と見るべきだろうと評価されるのである。

さらに、日本の律令国家及び古代社会について吉田氏は、以下のように評価する。「日本は中国の律令を手本として体系的な律令法典を編纂したが、もちろん律令のシステムがそのまま現実に機能したわけではな⁹⁾く、七〇二年の大宝律令の施行は、「建設すべき律令国家の青写真を提示したもの」¹⁰⁾であつた。大宝律令は大化改新にはじまる諸施策の一つの到達点でもあつたが、そこに提示された国制の大部分は、あるべき目標であつて、その施行とともに直ちに実現したわけではなかつた¹¹⁾。また大宝律令には、まだ体系的な統治機構の基本法としては不備な点も多く、これに続く格式法の整備によつて律令制はより進展する。国家の本質の一つが「機構による支配」にあるとすれば、律令国家の機構が和銅く養老のころに整備されていったことは、日本の古代国家の実質がこのころ形成されていったことを示している。「大宝律令の実施から天平初年に至る期間は、日本の律令国家が、ほぼ律令に画かれた青写真に従つて建設されていく過程¹²⁾」であつて、天平時代の中ごろの軌道修正は「律令制が社会に浸透していく過程でおこつてきた政策転換」なのである。

以上のような吉田氏の研究は、これまでの律令研究に新たな視点を提供し、これによつて唐制との比較もふまへ随所に新見解が提示され、律令制研究の一つの到達点を示していると評価することができる。

しかし、近年、吉田氏の日本古代国家理論を根底で支えている日唐の土地制度に関する理解に対して、主として以下に述べる「宋天聖令」の発見をきっかけとして実証レベルでの再検討が行われつつある。

日本律令の性質を検討するためには、母法である唐律令との比較は重要である。しかし、日本では『令義解』・『令集解』に養老令がほぼ完全となる形で残されているのに対して、何度も戦乱を浴びた中国本土では、隋唐の令文がほとんど散逸した。今まで唐の田令に関する規定は『唐書』、『資治通鑑』、『唐会要』、『唐六典』、『通典』などの後世まで伝わる文献史料にいくつかの条文がうかがうことができるが、それは断片的なものにすぎない。『資治

通鑑』の記載はわずか三十一文字のみである。⁽¹³⁾『唐会要』には「（武徳）七年三月二十九日始定均田租税」とあり、民戸授田土地還授部分に関連する記述があるが、それもただ七十字だけである。⁽¹⁴⁾その中で『通典』巻二『田制』に記載された唐の開元二十五年の田令は約千九百字と最も詳しく、このうち均田法に関連する記述は千六百五十字に及ぶ。しかし、『通典』をもふくむ、上述の諸文献はいずれも作者が自らの理解によって田令をまとめたもので、唐田令の原文そのものではない。

中田薫氏、仁井田陞氏らは、以上の文献史料に加えて、『唐律疏議』、『白氏六帖事類集』、日本の『養老令』あるいは敦煌トルファンで出土した文書を参考にして、唐田令復元に尽力し、大きな成果を挙げたが、結局は唐田令の完全な復元には至らなかった。

一九九九年、上海師範大学の戴建国氏の研究によって、浙江省寧波天一閣に所蔵される「官品令」の明抄本が、実は散佚したと思われる北宋の天聖令の後部の十巻⁽¹⁵⁾の写本であることが分かった。天一閣の『天聖令・田令』第二部分の四十九条の条文の配列は唐の田令のままであり、また、『天聖令・田令』第一部分の七条のうち、三条は唐田令の原文であることがわかる。残りの四条は宋代の実情によって修正されているが、『唐律疏議』、『宋刑統』、『通典』などを参照して復元することができる。⁽¹⁶⁾これによって、従来の復元には多くの欠缺があったことが確認された。たとえば、『唐令拾遺（補）』に『令集解』田令荒廢条に引用された古記に基づいて唐令荒廢条の復元が試みられているが、これは全部で五十五文字である。これに対して、今回、宋の『天聖令』によって明らかにされた唐の『開元二十五年令』の公私荒廢条は百六十六文字にも及んでいた。⁽¹⁷⁾また、今まで唐令だと確信されていた条文に多く誤りがあったことも判明した。中でも、本稿の問題関心からとりわけ重要なのは、従来の学界においては、日本令に存在する「荒廢地」と区別された意味での「荒地」の概念が、唐令にも存在したものと推測されてきたが、

実際に明らかにされた唐の田令の全篇には「荒地」という地目は出て来なかった点である。この結果、「唐令から継受した『荒地』に関する規定」という吉田氏の推定が間違っていたことが判明したのである。

日本の養老田令本文に「墾田」という用語が一度も使用されていないことを根拠に、日本の班田法は熟田の集中的把握を主眼とし、墾田を法の枠外に放置していたとする吉田氏の推論については、伊藤循氏などによって検討がなされ、墾田を検討するに際して、まず律令体制の確立される大宝令制の段階から検討する必要があるとの見解が出された。⁽¹⁸⁾

そのほか、日本田令は口分田のみを規定し、小規模な農民開墾田が法的には土地用益権が公認されないまま放置されていた可能性が強く、それらが増加し相当広範に存在していた状況への対策として養老七年に三世一身法が立法されたという構想を提示した吉田説⁽¹⁹⁾に対して、高野良弘氏は「均田制で永業田二〇畝・口分田八〇畝であったものを口分田規定のみ、しかも二段へと、かなり抜本的な改変を試みた大宝令編纂者が」、「立法後約二〇年を経て漸く」墾田の収公に気付いたことは極めて「不可思議なことだ⁽²⁰⁾」と批判した。

以上のような新たな知見をふまえるならば、現在の古代国制・律令制研究で主流となりつつある吉田氏の研究には、修正されるべき点が多く存在するように思われる。そこで、本稿は北宋の天聖令の発見というあらたな史料出現の状況や日中両国近年の律令制研究の成果を踏まえて、主たる検討対象として墾田永年私財法を取り上げ、日本田令とその母法である唐の田令との比較を通じて、日本古代律令国家における墾田永年私財法の歴史的意義及び律令の変容について再考察し、ひいては律令国家の理解に関する若干の展望を試みるものである。

注

- (1) 『国史大辞典』（吉川弘文館）の「律令制」の項目
- (2) 牧英正・藤原明久編『青林法学双書 日本法制史』（青林書院、一九九三年）一〇〇頁
- (3) 吉田孝『律令国家と古代の社会』（岩波書店、一九八三年）一六頁
- (4) 吉田前掲書の第四章二節「班田制の構造的特質」、第五章二節「均田法と墾田永年私財法」
- (5) 吉田前掲書二〇八頁
- (6) 吉田前掲書二六九頁
- (7) 吉田前掲書二六八頁
- (8) 吉田前掲書二七〇頁
- (9) 吉田前掲書一二頁
- (10) 吉田前掲書二〇頁
- (11) 同右
- (12) 吉田前掲書二二頁
- (13) 『資治通鑑』の巻一九〇武徳七年（六四二）四月条に「丁中之民、給田一頃、篤疾什之六、寡妻妾減七、皆以什之二為世業、八為口分」とあるのがこれにあたる。
- (14) 『唐会要』巻八十三『租税』に「凡天下丁男、給田一頃、篤疾、廢疾、給四十畝、寡妻妾給三十畝、若為戸者、加給二十畝、所授之田、十分之二為永業、余為口分、世業之田、身死則承戸者授之、口分則入官、更以給人」とあるのがこれにあたる。
- (15) 該当する巻は以下の通り。田令巻第二十一、賦役令巻第二十二、倉庫令巻第二十三、厩牧令巻第二十四、関市令巻第二十五（附捕亡令）、医疾令巻第二十六（附仮寧令）、獄官令巻第二十七、宮繕令巻第二十八、喪葬令巻第二十九（附喪服年月）、雜令巻第三十。
- (16) 『天聖田令』全部で五十六条、二つの部分に分けられていた。前半の七条は、それは唐令を基に宋制を参考して制定したもので、その故に最後に「右并因旧文以新制参定」とある。後半の四十九条は、当時廃止した唐令原文をそのまま載せている。文の後ろに「右令不行」とある。『宋会輯稿・刑法・格令』に「（天聖七年）五月十八日詳定編勅所上刪修令三十卷……凡取唐令為本、先举見行者、因其旧文参以新制定、其今不行者、亦随存焉」との記述は天一閣『天聖令』によって裏づけられた。

(楊際平『北朝隋唐「均田制」新探』岳麓書社出版、二〇〇三年)

(17) 『唐令拾遺(補)』に『令集解』田令荒廢條に引用された古記によつて復元された唐令の荒廢條は「令其借而不耕、經二年者、任有力者借之、即不自加功、転分與人者、其地即廻借見佃之人、若佃人雖經熟迄三年之外、不能種耕、依式追収、改給也」となっている。

いっぽう宋の『天聖令』によつて明らかにされた唐令の公私荒廢條には「諸公私荒廢三年以上、有能佃者、經官司申牒借之、雖隔越亦聽(易田於易限之内不在備限)、私田三年還主、公田九年還官、其私田雖廢三年、主欲自佃先尽其主、限滿之日所借人口分未足者、官田即聽充口分(若當縣受田悉足者、年限雖滿、亦不在追限、応得永業者聽充永業)、私田不合、其借而不耕經二年者、任有力者借之、則不自加功転分與人者、其地即回借見佃之人、若佃人雖經熟迄、三年外不能耕種、依式追収改給」とある。

(18) 伊藤循「日本古代における私的土地所有形成の特質——墾田制の再検討——」(『日本史研究』二三五号、一九八一年)二頁

(19) 吉田前掲書二二三頁

(20) 高野良弘「大宝田令荒廢條の再検討」(『日本古代・中世史研究と資料』一一号、一九九二年)一八頁

第一章 律令田制と墾田

第一節 律令田制と墾田

律令的土地所有とは、公地公民制を原則とし、⁽²¹⁾これに基づく班田収授を中核とするものである。⁽²²⁾そして墾田永年私財法は私的土地所有を生み出し、⁽²³⁾發達させ、中世的な土地制度である莊園制成立の要因となったといわれている。⁽²³⁾すなわち、従来、墾田永年私財法は日本古代の私的土地所有の出発点であり、律令制的な公地公民制の崩壊を示すものという視点から研究がなされてきた。

吉田氏は、墾田永年私財法と田令との関係を強調し、同法を律令制的土地制度発展の一環として位置づけた。吉田氏は、日本の養老田令本文には「墾田」という言葉が見当たらないことから、均田法では小規模な開墾田をそのまま已受田のなかに包摂できる仕組みになっていたのに対して、日本の班田法は、そのようになっていなかったと解している。開墾田は、法的には土地利益権が公認されないまま放置されていた可能性が強く、その対策として養老七（七二三）年に出されたのが三世一身法であった。「三世一身法は水田の開墾を奨励するために、国郡司による恣意的な収公から開墾者の権利を保護するという勸農政策であったが、同時に、三世・一身後に墾田を収公することを制度化したものであった」⁽²⁴⁾。また、件の永年私財法を「墾田の収公を放棄し、口分田などの（広義の）公田とは別枠の永年私財法として、そのまま把握することにしたのである」⁽²⁵⁾と評する。

以上の吉田氏の理解について、最も重要な問題となるのは、大宝令における墾田規定の有無であろう。養老令荒廃条を見る限り、確かに国司を除く一般の班田農民の墾田開墾に関する規定は含まれていない。⁽²⁶⁾しかし、これのみによって日本の律令田制が中国の均田法における墾田的な性格の強い永業田の規定を継受せず、墾田を法外に放置していたと結論づけることは適切ではない。農地に関して律令国家の法令は「大宝令」、「三世一身法」、「墾田永年私財法」、「養老律令」の順番に発されている。したがって、墾田を検討するに際してまず大宝令から検討する必要があると思われる。

大宝令は全部散逸したが、その復原の手がかりとなるのは、養老令文の注釈書である『令集解』に引かれた古記にみえる逸文である。『令集解』田令の「荒廃条」に「荒廢三年以上、謂堤防破壊不堪修理、仍有能修理佃者、判佃之也、主欲自佃先尽其主、謂他人先請願佃、經官司訖、後主聞他人佃而未申自佃者、縱雖後申猶令主佃、開元令云、令其借而不耕、經二年者、任有力者借之、即不自加功、転分与人者、其地即廻借見佃之人、若佃人雖經熟訖、

三年之外、不能種耕、依式追収、改給、荒地、謂未熟荒野之地、先熟荒廢者非、唯荒廢之地、有能借佃者判借耳⁽²⁷⁾とある。この部分は「荒廢田」の再開墾に関する大宝令逸文とその解説である。これについて古記は荒廢田とは熟田が荒廢して三年を経て、かつ堤防も壊れて修理できない田地のことを指すと説明している。荒廢田は、もし耕作したい者があれば、その者に貸すことができる。ただし、もとの主も耕作意思がある場合には、例え他の人が先に申請していても、もとの主は優先的に耕作する権利を有する。また、古記は唐の荒廢田の規定を以下のように紹介している。唐では借りた者が二年の内に耕作しない場合は、耕作権が消滅する。借りて自ら耕作せず、第三者にまた貸した場合は、耕作権は第三者に属す。もし借りた者が三年を耕作して、これ以上耕作できない場合は、国は式の規定に従い、田地を回収し、第三者に貸すことができる。さらに未墾地たる「荒地」について、古記には「荒地、謂未熟荒野之地、先熟荒廢者非、唯荒廢之地」と記されているが、坂上康俊氏は「唯」は、「准」の誤写であって、「(荒地は) 荒廢の地に准じ、能く借佃する者あらば、判りて借すのみ」とした方が、条文の語句に即した単純明快な説明となると指摘する⁽²⁸⁾。つまり、荒地は荒廢地のような借耕の手続きをとれば開墾できるのである。また、それにつづく「佃替解日還官収授、謂、百姓墾者待正身亡、即収授、唯初墾六年内亡者、三班収授也、公給熟田、尚須六年之後収授、況加私功、未得実哉、挙輕明重義、其租者、初耕明年始輸也、開元式第二卷云、其開荒地經二年収熟、然後准例、養老七年格云、其依旧溝墾者、給其一身也、新作堤防墾者、給伝三世也、国司不合⁽²⁹⁾」の部分は、国司墾田の収公原則と対比される百姓墾田の収公原則についての説明、およびその収公期限の根拠を述べた上で、墾田の輪租法に触れ、未墾地の開墾について唐制との比較を行なっている。つまり、国司のみ開墾できる「空閑地」の権利期間は国司の在任中のみであるのに対して、百姓の墾田は終身用益権である。前の部分の「荒地」「准荒廢之地」の解説をあわせて考えれば、大宝田令に百姓の墾田に関する規定があったことは確実と考えてよい。

吉田氏による、『荒地』に関する規定も、唐田令の該当条に存在していた可能性が濃厚⁽³⁰⁾であって、「荒地」という語は、「唐田令の用語として不自然ではない」、という推定は、宋の『天聖田令』の発見で明らかにされた唐田令の荒廢条には「荒地」という地目が記されていなかったことによって、実際には誤りであったことが判明した。では、日本はなぜ唐令にはない「荒地」を大宝令で規定したのだろうか。これについて、坂上氏は唐の均田法と、班田収授法との違いを十分に認識していた大宝令の編纂者が、一般百姓の新開墾田について日本で独自に規定する必要を認めたため、唐の「荒廢公私田」の再開発の規定を骨格とした条文を設けつつ、「荒地」を開墾する場合についても、付加する形で規定せざるをえなかったと推測した⁽³²⁾。当時の水田の多くは河川の自然的灌漑に依存し、洪水などにより河川氾濫で田地が一瞬にして荒廢地と化してしまうこともあり得る。その欠損を補うために、常に新田の開墾と熟田の面積を維持するための荒廢地の再墾を積極的に推進しなければならなかったと言えよう。

では、日本の大宝令制において「荒地」を開墾する規定があるとすれば、開墾した墾田と熟田とはどのような関係にあるのであろうか。この問題について、伊藤循氏による熟田の受田・収公方式と墾田の収公規定との比較研究によれば、墾田制は既存の国家的規制田と同様の法体系に包摂されていて、均田法の民戸の小規模の墾田が已受田の中に含まれるというような構造ではないが、日本律令田制としては墾田の用益期間が開墾者の一身のみで、墾田が開墾者の死亡事由により収公されるという構造になっていることが明らかである⁽³³⁾。

伊藤説によれば、日本律令田令の授田・収公のあり方は形態的に班田農民が終身用益権をもつ口分田、一定の位階・官職にある限りで用益が認められる官人・貴族を対象とする位田・職田・功田・賜田、収公規定とは直接関わらない神田・寺田・馭田・官田の三種類に区分されていた。また、大宝令制では、既成の熟田の班給体系にほぼ対応する形で墾田体系が存在した。『令集解』の「荒廢条」の後半に引用された古記の「百姓墾者待正身亡。即収授」

によれば、百姓墾田に関して原則として死亡直後の班田年に収公することが分かる。⁽³⁵⁾それは律令田制の第一の「凡田六年一班。若以身死応退田者。每至班年即従収授」にみられるように、六年に一回班田をおこない、死亡直後の班田年に収公されるという口分田の形態に対応するものとして位置づけられていたことが明らかである。次に、営種が任期限内に限定されている国司墾田は、大宝令の「替解日還官」という国司墾田の規定から、国司の墾田は本来班田年に制約されない収公方式であったと考えられる。これは、第二形態のうち養老田令官位解免条に「凡応給職田位田人。若官位之内有解免者。従所解免追。其除名者依口分例。若有賜田亦追」と定められる職田と類似の構造をもつものである。つまり、一定の位階・官職にある限りで用益が認められる原則であり、口分田のような終身用益制ではない。さらに、条里の開墾等、国家的開墾（養老六年の百万町歩開墾計画）の結果造成される田地は公田（乗田）とされ、種々の田地に再配分されたはずである。これは律令田制の第三の形態の官田に等しいと言えよう。

伊藤氏の分析をまとめると、墾田制は既存の国家的規制田と同様の法体系に包摂されている。百姓の墾田は自らの功力を投じて確保される田地であるが、律令国家からは同じく班給の概念で把握される田地として、当然熟田のように収公原理が作用しているのである。したがって、開墾田が開墾者の死亡による既墾田として収公されることによつて、国家的土地所有を基礎とする律令的土地支配体制の一部として形成されているといえる。日本の田制は「熟田を集中的・固定的に把握する体制」⁽³⁶⁾でもなければ、百姓墾田の土地用益権を無権利状態に放置していたものでもないのである。

第二節 墾田永年私財法と私的土地所有成立の契機

墾田永年私財法の意義について、吉田氏は収公が放棄されたとしても、三世一身法では制限のなかった墾田地の

占定額に、律令官人制上の身分に応じた制限額を設け、既存の「田令による位田等の階層的秩序を墾田も含めて再編成しよう⁽³⁷⁾」とした点に求められた。

しかし、私財法の本来の目的は、その冒頭に規定されているように「如聞、墾田依養老七年格、限満之後、依例收授。由是、農夫怠倦、開地復荒」(周知のように、墾田は養老七年の三世法により、満期になれば収公して、熟田として収授する。それで、農民がやる気を無くし、せっかく開墾した田地は再び荒れてしまう)という現状を回避するために、収公原則を廃棄した点にあると理解すべきであろう。

農耕技術の未熟さのゆえに耕作地の荒廃が起こりやすく、一定の生産を維持するために、律令政府は絶えず耕地の新墾、再開墾を必要とする。新田開墾とくに新池溝の開発による開墾は資力・労力などの点で開墾当事者に依存している。三世一身法段階では墾田は最終的に収公されるという原則によって相伝が制限されているので、農民が収公を意識し、収公される前に田地の整備に対する意欲を失い、耕作を放棄することによって、墾田が再び荒廃してしまうこととなる。墾田永年私財法は、このような墾田の荒廃地化を防止するため、開墾面積と開墾期日を限定し、墾田の永年私有と自由処分を認めたものである。墾田の永年私財化を認めることは律令国家による勸農行為の一環であるが、そのことが結局は墾田が律令政府の管理を離れ、私田化していくことにつながった。墾田が売買や相伝を可能にすること等の点から言えば、永年私財法は私的土地所有形成の条件を創出したのであるといえよう。⁽³⁸⁾ 令本来の用法においては、有主田が私田であり、それ以外の無主田が公田であった。虎尾俊哉氏の研究によれば、墾田永年私財法以後、永年私財田たることを認められた田が私田、それ以外の田が公田とされたのである。このような「私田」「公田」の概念の変化は、墾田永年私財法によって、田制構造が大きく変化したことを意味する。⁽³⁹⁾ 以上のことから、日本の土地私有制は、墾田永年私財法における墾田私有を契機に確立し、公地主義原則の上に立つ

律令制的土地所有を大きく変質させ、荘園成立への道を開き、さらに促進するものとなったのである。

墾田面積の制限については、この部分の規定を、三世一身法から永年私財法へと転換することによって、律令国家が墾田の収公を放棄した後に、私田の面積が一気に広がる傾向を予防する補完措置ととらえるべきである。墾田の収公を放棄すれば、律令田制の諸規制のおよばない田地が拡大していくことになる。その傾向に一定の歯止めをかけるために墾田の田積制限が設けられたと考えられる。つまり、占田面積の制限は、唐令を意識したものというより、当時の開墾予定地の無制限な占定を規制しようとしたものであった。⁽⁴⁰⁾ 位階に応じた開墾予定地の占定面積の制限額の部分は、のちに『弘仁格』の編集者によって削除された。『格』を編纂するとき格の主旨と直接関係のない部分が削られるのが通例であることから、少なくとも、当時において位階に応じた開墾予定地の占定面積の制限の規定が無効になっていたことが分かる。仮に、吉田氏の理解の如く、墾田永年私財法は唐の官人永業田をモデルとした法令であって、主たる狙いが墾田に官人身分序列に応じ制限額を設けることにより田地に対する支配体制の深化をはかる点にあったとすれば、中核的な内容たるべき墾田の面積制限部分がなぜ『弘仁格』編纂時に廃止されたのかについて説明がつかない。大宝律令で発足した土地制度を、同法によってようやく唐の制度に一步近づけた直後に、なぜこれを廃止したのかという点からも疑問が残る。

三世一身法・永年私財法の展開は、吉田氏の構想されるような日本の律令田制の構造を補完する制度ではない。むしろ、墾田の土地用益権が伸長していく過程であり、同時に開墾田が収公期間の延長によって、最終的に収公放棄していく過程であると考えるべきである。

注

(21) 戦前から「土地公有説」と「土地私有説」との間で長期にわたる論争が展開されてきたが、現在では、ほとんどの古代史研究者は前者の立場に立っている（小口雅史「国家的土地所有の成立と展開」へ渡辺尚志・五味文彦編『新体系日本史三 土地所有史』山川出版社、二〇〇二年）一二頁。

(22) 宮本敦「律令的土地制度」（竹内理三編『体系日本史叢書六 土地制度史Ⅰ』山川出版社、一九七三年）五一頁

(23) 宮本前掲論文六四頁

(24) 吉田前掲書二一三頁

(25) 吉田前掲書二一六頁

(26) 墾田について、養老令の田令荒廢条に、「凡公私田荒廢、三年以上、有能借佃者、經官司、判借之、雖隔越亦聽、私田三年還主、公田六年還官、限滿之日、所借人口分未足者、公田即聽充口分、私田不合、其官人於所部界内、有空閑地願佃者、任聽營種、替解之日還公」とある。条文によれば、公私の田が三年以上荒廢した場合（「荒廢田」）には、官司を経て「判借」できる。また、未墾地である「空閑地」は官司のみ營種できる。

(27) 黒板勝美・国史大系編修会編『新訂増補 国史大系 一三三 令集解 全篇』（吉川弘文館、一九七六年）による。

(28) 坂上康俊氏は「律令国家の法と社会」（歴史学研究会・日本史研究会編『日本史講座二 律令国家の展開』東京大学出版会、二〇〇四年）において、古記に「荒地、謂未熟荒野之地。先熟荒廢者非。唯荒廢之地、有能借佃者判借耳」の「唯」は、文末の「耳」と対応させて解釈することができるが、その場合、荒地の概念規定の後、なぜもっと単純に「荒地は判借の対象ではない」としないのが説明しにくい。唐令にはない「荒地」の開発を抑制するような規定を、積極的に書き入れるのは理解しにくい。また、集解諸説に「准」と「耳」とセットになっている例も多く見られる（たとえば「相准可会耳」、「准此耳」「一准戸令聽婚嫁之法耳」、「亦准此式作符耳」、「可准檢校撰判之所耳」）ことから本条古記の「唯」はむしろ「准」の誤写と解すべきであろうと述べている。

(29) 前掲『令集解』による。

(30) 吉田前掲書二一六頁

(31) 同右

(32) 坂上前掲論文では以下のように述べられている。「日唐の条文を対照してまず注目すべきことは、以前想定されていたの

とは異なり、唐令本条には、『荒地』『空閑地』の開発についての規定がなかったことである。ただ単に本条になかっただけでは、開元二十五年令の田令のなかには、新たに開墾した土地の帰属に関する規定は、官人永業田という枠の中での『無主荒地』の開発の場合の規定以外には、原則的には存在しないということが、天聖令の発見によって明白になった。大宝令制定の時点で、日本の独自の構想にもとづいて本条に挿入されたことが二つの面で意味をもつ。第一には唐令本条にはない『荒地』の語と『空閑地』の語が何らかの必要で日本が独自に入れたものであること、第二には、また、唐令にはない『荒地』の語を本条に入れる大宝令制定者に思わせた原因について、説明する必要があることである。「開発田がそのまま已受田に組み込まれる唐の均田法のフィクション性と、規定量の熟田の班給としての班田収授法との違いを十分に認識していた大宝令の編纂者が、一般百姓の新開発田について日本で独自に規定する必要を認めたため、唐の『荒廃公私田』の再開発の規定を骨格とした条文を設けつつ、『荒地』を開発する場合についても、付加する形で規定せざるをえなかった経緯がうかがえるよう」。

(33) 伊藤前掲論文一三頁

(34) 古記は初墾六年内に死亡の場合については初班死に相当する三班収授という優遇措置をとる。その理由は、「公給熟田、尚須六年之後収授、況加私功、未得実哉、拳軽明重義」、すなわち公から給された熟田(口分田)でさえ(死亡後)なお六年の後に収公するのに、私功を加えたまだ実を得ていない墾田の場合はおさらのことであると説明する。

(35) 古記に「唯初墾六年内亡者、三班収授也」とあり、初墾六年内に死亡した場合に限って三班後に収公の措置をとるとされている。

(36) 吉田前掲書二〇九頁

(37) 吉田前掲書二六五頁

(38) 永年私財法によって墾田の私的土地所有権が成立するという認識について、河内祥輔氏は墾田を日本古代における私的土地所有とすることはできず、墾田主の占有する権利は用益権にとどまると論じている。これに対して伊藤循氏は前掲論文で、国司への申請・公驗という法的手続については、山川藪沢も含め、全ての土地が国家的土地支配の下という前提から考えれば、開墾のための占有に際して法的制約が存在することが、むしろ当然である。しかも、それは開墾以前のことであり、開墾して墾田となつてからの制約ではないと反論した。また、三年不耕の場合の収公も墾田とされていない段階の野地に対する制約であり、やはり墾田所有に対する国家的干渉とはいえない。国司に申請して占定した墾田地を、三年間にすべて開墾するのは容

易なことではなかった。時代は下るが、寛平八(八九六)年の官符によれば、「百姓請一町田地、開墾三四段、身貧力微不能悉耕」という状態のところへ「諸院諸宮王臣家、称三年不耕之地、牒送国司、改請件田、国司被拘格文依請改判」という弊害を生じたので、「百姓請地一町、開闢二段者、雖不悉墾不更改判」という基準を示した。開田率二割に達すれば既墾田として扱うのである(『類聚三代格』寛平八年四月二日官符)。天平十五年以前に土地の事実的売買はなかったが、それ以後庄券・売券などを中心に土地の事実的売買が確認できる。以上のことから、墾田永年私財法は直接に土地の私的所有を認めたものではないが、私的土地所有形成の条件を創出したと評価できよう。

(39) 虎尾俊哉氏は「律令時代の公田について」(『法制史研究』一四号、一九六四年)において、その理由を次のように述べている。令と異なる公田概念の史料上の初見は、天平宝字三年である。従って、天平宝字三年をある程度さかのぼった時期における田制の改正にもとづくものと考えるべきである。それは養老七年の三世一身法の発布か天平十五年の永年私財法の発布、この二つしか考えられないが、三世一身法においては、「三世田」というのは令制の「上功田」と同一、「一身田」というのは令制の口分田と同一の取り扱いをうけるだけであって、令制の原則はまだ破棄されていない。これに対して永年私財法は墾田の田積で量的な制限とは別に質的に「任に私財と為す」ことを認めることによって、永年不収で土地公有の律令原則の制約を離脱した。このような従来の私田とは全く異なったものとしてあらわれ、無制限の土地用益権を有する永年不収の墾田こそまさに私田の名に価するものであるために、私田の概念は、漸次このような永年私財田を意味する方向に引きよせられ、公田に対する私有地を意味するものとなった。

(40) 『続日本紀』慶雲三(七〇六)年の詔によれば既に「頃老王公諸臣、多占山沢不事耕種」という社会問題が生じていた。

第二章 班田法と均田法の比較

第一節 官人永業田の規定と墾田永年私財法

吉田氏は、『律令国家と古代社会』第四章二節「班田制の構造的特質」、および第五章二節「均田法と墾田永年私財法」において、日唐の土地制度の比較研究を行った。まず、「班田制の構造的特質」において均田制を以下のように述べている。中国の均田法は限田制的要素と屯田制的要素との二つの側面を持っていた。限田制的要素とは、田地を調査して帳簿に登録し、一人あたりの田地占有面積を規制しようとする体制であり、屯田制的要素とは、公田とか官田を一定基準で人民に割りつけて耕作させる体制である。そして、農民の小規模な開墾田は、已受田のなかに吸収できる仕組みになっていた。一方、このような法の機能の仕方は日本の班田法には存在せず、日本の班田法は、現実にもそのまま適用することを意図して作られている。また、日本の田令では、中国の田令における口分田と永業田の二重構造を採用せず、墾田に関連が深い永業田の規定を切捨て、口分田のみの規定だけとしたとしている。⁽⁴¹⁾

次に、「均田法と墾田永年私財法」においては、墾田永年私財法は、墾田地の占定面積を律令官人制上の身分に応じた制限額を設定し、田令に規定された位田等の階層的秩序を、墾田をも含めて再編成しようとしたとする。また、墾田永年私財法以後、律令国家の田地に対する支配体制は後退しておらず、しかも開墾予定地の占定面積には位階に応じた制限額を設け、墾田所有を律令官人の身分序列に整序しようとしているのであるから、隋唐律令的な律令体制を基準にすれば、永年私財法はまさに律令体制的な制度であると解釈する。⁽⁴²⁾ すなわち、

① 墾田永年私財法は「A」墾田を永年私財とする部分、「B」品位階による墾田地の占田面積に規制する部分「C」国司の任中用益権の部分、「D」開墾手続の四つの部分で組み立てられていた。⁽⁴³⁾

② 墾田永年私財法「B」の部分では、位階に応じて墾田地の占田面積に制限を付していた有位者の墾田についての規定は、唐の官人永業田の規定に類似している。

③ 唐の官人永業田の規定と日本の墾田永年私財法は、「百姓に妨げのない場所で、無主の荒地を申請して開墾した田は収公されないが、官人身分に応じて面積に制限が付されている」という点では、実質的には全く同じである。

以上のように吉田氏は、位階に応じて墾田地の占田面積に制限を付していた墾田永年私財法の有位者の墾田についての規定は、唐の官人永業田の規定と実質的には同じだと述べている。

しかし、墾田永年私財法以前、土地の私的所有概念はまだ未確立の状態にあり、厳密に言えば、大土地所有を前提で生まれた均田法との社会背景が違うと言わねばならない。

中国では、春秋戦国時代以後、土地私有制の発達によって、土地兼併の弊が生じた。また、大土地所有が一層拡大することによって小農民が没落し、没落農民が叛乱を起こし、王朝支配を動揺させ、崩壊させるという事態が繰り返し演出された。このような大土地所有が王朝政権の安定と直接関係する社会背景の下で、北魏は西晋の占田限定政策の上に、土地公有主義を原則とし、各個人に同額の土地を均分することを目的とした均田法を施行したわけであるし、隋唐は大土地所有を制限し貴族の力を弱めるために北魏の土地制度を継承し、均田法を実施したのである。以上のように、日本の班田法の場合と異なり、中国においては、均田法以前に大土地所有が大きな社会問題になった時期がある。従って、均田法は大土地所有を前提に出された土地公有政策であるといえる。⁽⁴⁴⁾

均田法とは、公権が直接土地所有・分配を掌握し、成丁になれば授田し老死に応じ還公する制度である。唐の均田法の条文上では農民が国家から分配された口分田は死後国家に返還しなければならない。一方、永業田は国家に返還することなく永続的な相続権を与えられた。そして、田令に「先有永業田者。通充口分⁽⁴⁵⁾之数」(既に永業田を有するものは、口分田の数に充てる)とあり、これによれば、当時の成人男性が永業田を継承した結果、二十畝の口分田額を超えた場合、すべて応受する口分田の総数の中に数えることになる。ところが敦煌の戸籍と大谷探検隊が吐魯番から持ち帰った文書の研究によると、本来不還受であるべき永業田が還受されていることがわかる。⁽⁴⁶⁾均田法の実態を考察するに際して、永業田が還受されるところもあるという点に特に留意する必要がある。

前期均田法においては、庶民をも含めて田地を開墾することを申請すれば、これを永業田として保有することができる。唐田令によれば、親王以下、勳官の武騎尉にいたるまで、一〇〇頃から六〇畝までの永業田が支給されることとなっていた。⁽⁴⁷⁾官人永業田の売買および貼賃を含む処分は自由であるとされているが、これは完全な私的所有とは別なものである。その根拠は唐律に見える。『唐律疏議』の戸律の十五条は「占田過限」に対する処罰規定である。⁽⁴⁸⁾口分田・永業田・官人永業田の応受額の限度を超えて占田する者を、限度を超えた田の多少に応じて笞十から徒一年までの刑に処すこととされている。唐令にはまた「諸買地者。不得過本制。雖居狹鄉。亦聽依寬制。其売者不得更請」(田地をかう者は、この規定の制限する田地保有数を超えてはならない。但し、狭郷の買主は寛郷なみの数の田地を保有することが許される。田地を売った者は売った分の田地を再授田されない)という規定がある。「占田過限」の「占田」とは、買得をも含め、土地を事実上支配していることを意味し、それが限度を超すとき戸律十五条に該当することになる。以上の条文を合わせてみると、確かに官人永業田の売主について、律はその売買処分の制限を全く加えていないが、買主が占田過限条の制約を受ける限り、令の規定通りの限度しか占有できないということであ

る。また、「先有永業田者。通充口分之数」の規定にもとづいて、農民が買得した永業田の応受額をみたしてなお余りある場合に、その余りある部分が口分田とされている。これは老・死にいたるまで用益を許され、死亡により官に回収されれば公田⁽⁴⁹⁾となるということである。また、均田法の規定に寛郷での農民の開墾を認められていることが仮にあっても、開墾された田土は、すべて応受する口分田の総数の中に数えることになって給田され、一身の限り耕作することが出来る。しかし、開墾者の死亡によっていったん給田された田土が永業田額以外にすべて官に返却されれば、それは当然公田となる。本来公田であつたものが班給によって私田とされ、それがふたたび官に回収されれば公田となる。このように均田法は公田私田のサイクルを通じてすべての田地（勿論官人永業田をも含め）をその枠内に収め、その上に国家の支配が及んでいることが分かる。つまり、均田法は、私有を積極的に否定することによって、大土地所有を制限する政策であることが明らかである。

一方、日本の墾田永年私財法は、墾田収公制という土地に対する律令国家の制約が撤廃されることによって、墾田が律令田制の規制外となる。田令集解賃租条の朱説に「私田聴永売也」とあるように、私財法以後私田（墾田）の永売が法的に禁止されなかつたのである。売買、相伝を可能にすること等の点から考えれば、永年私財法は私的土地所有形成の条件を創出し、律令田制構造を大きく変化させ、律令的国家土地所有の基盤を崩したと評価することができる。

また、墾田永年私財法は、「限満之後、依例収授。由是、農夫怠倦、開地復荒」のために「自今以後、任為私財、無論三世一身、悉咸永年莫取」（これから以後、私財として、三世一身と言わずに、全部永年に収公しない）という部分が中心的な内容であつて、墾田の私有化を認めることによって開墾を促進するのが最も重要な立法目的であると考へるべきであろう。また、墾田永年私財法に対する評価の問題であるが、吉田氏によれば、墾田永年私財法は日本

令に欠けていた官人永業田の規定を補完するものであるという。しかし、日本の養老田令には、唐令にない位田（位田条 凡位田、一品八十町、二品六十町、三品五十町、四品四十町、正一位八十町、従一位七十四町、正二位六十町、従二位五十四町、正三位四十町、従三位三十四町、正四位廿四町、従四位廿町、正五位十二町、従五位八町へ女減三分之一）と功田（功田条 凡功田、大功世世不絶、上功伝三世、中功伝二世、下功伝子へ大功、非謀叛以上、以外、非八虐之除名、並不収）の制度が制定されている。これは、恐らく唐令官人永業田の規定を基に日本田令において独自に作られたものではないかと考えられ、日本独自の田地の階級的秩序がすでに成立していたことを示すといえよう。このことから、日本の田令は日本の水田の面積や、田地の性質など当時の社会現状を十分検討した上で独自の体系を構築していたものであつて、吉田氏が主張するような唐の均田法に単なる形式的な加除を施したものではないことが明らかである。

第二節 班田法と均田法の法思想について

国家が人民に土地を与え、大土地所有を規制しようとする思想は、中国では古くから存在していた。このような思想が具体的な法制度として表れたのは西周の井田制や前漢の限田論などである、のちに、王莽が施行した王田制、西晋の占田・課田制なども同様である。均田法もこの思想の延長線上で施行された土地国有均分主義的な土地制度である。宋以後においては「田制不立」となったが、少数官人の大土地所有に対する制限は、依然として重要な政治テーマであつた。土地均分の問題は、中国の官僚、士大夫にとっては『孟子』以来延々二千数百年にわたる最重要課題の一つであつた。それらの土地均分主義の主張の論議の背後には中国独特の「公」という法思想が存在していることが考えられる。「公」は、後漢の許慎が『説文解字』で、公を公平・均分の義と定義している⁽⁵⁰⁾。中国の公

概念においては「平分」が重要な一つ要素とされ、地主や農民がそれぞれの「分」に応じ、それぞれの「分」を均分しなければならぬ。『呂氏春秋』の「天下は一人の天下に非ず、天下の天下である」というくだりは、天下が皇帝一姓・貴族の専有物ではなく、われわれ皆のものであるという考えを示したものといえる。

このような公という觀念が具体的に社会制度として最も典型的反映されたものが均田制である。均田法には、天下の公という觀念が内包されており、官人永業田の規定は、土地秩序を階層的社会構造に合致させ、社会階級の格差を助長することを目的としたのではなかったことが明らかである。階層的土地区序は均田法の一つの側面であるが、均田法の主要な立法目的に沿ってなされたものではないのである。古代中国の知識人によって提唱された田土を民に均分する均田論は、王朝権力の立場から王朝権力の安定のためになされるものであつて、一方では、長期的には田土所有の「不均等」、貧富の懸絶による農民反乱を防ごうとする一種の統治安定政策であり、他方でそれは大土地集中に歯止めをかけ、農民の基本的生活を保障するという基本的性格をも有する。均田法の根本理念は民の生計を圧迫する大土地所有を制限することにあることを見落としてはならない。

一方、田原嗣郎氏によれば、「公」は古代の日本で「おほやけ」と訓じられた。古代日本の「おほやけ」は大きい「ヤケ」の意である。「ヤケ」は古代日本社会の基礎的な単位であつた農業共同体の中核的な施設であり、それは共同体の代表者たる首長に属するものであつた。平安時代「公」は天皇を指すともみることができ⁽⁵¹⁾、奈良時代またはそれ以前から「おほやけ」は天皇朝廷をも指す言葉であつたと推測される。⁽⁵²⁾「公」が公共性の理念を担う中国の均田法思想の下では、皇帝の土地は公田ではない。これに対して、日本では王土と公田とを明確に区別した史料を見出すことが出来ないのである。

石上英一氏が指摘しているように、日本の田令は「公民への班田収授による土地給付と位階制秩序による貴族へ

の土地給付および国家的土地管理を主題⁽⁵³⁾」としている。その狙いは、虎尾俊哉氏が指摘したように、租税収奪の基盤を確立することであった。⁽⁵⁴⁾ 言い換えれば、日本の班田法は、唐の均田法が田土所有の不均等、貧富の懸絶を防ぎ、大土地集中に歯止めをかけ、農民の基本的生活を保障せんとするものであったのに対して、日本の班田法は、中国の均田法の持つ社会政策的均分主義と経済政策的土地労力適応主義のうち後者を重点的に取り入れたものなのであって、両者は全く異なる性格を有していたのである。

結論としては、日本古代において継受された律令制度は一見すると唐の律令の外形とは似ていてもその目的は全く異なっており、また、その制度を支える思想も全く異なっていると言えよう。

注

(41) 吉田前掲書二〇八頁

(42) 吉田前掲書二七九頁

(43) 参考までに、「墾田永年私財法」の全文を掲げる。「勅、〔A〕如聞、墾田依養老七年格、限満之後、依例收授。由是、農夫怠倦、開地復荒。自今以後、任為私財、無論三世一身、悉咸永年莫取。〔B〕其親王一品及一位五百町、二品及二位四百町、三品四品及三位三百町、四位二百町、五位一百町、六位以下八位以上五十町、初位以下至于庶人十町。但郡司者、大領少領卅町、主政主帳十町。若有先給地數過多茲限、便即還公。奸作隱欺、以法科罪。〔C〕其国司在任之、墾田一依前格。〔D〕但人為開田占地者、先就国申請、然後開之。不得因茲占請百姓有妨之地。若受地之後、至三年本主不開者、聽他人開墾」

(44) 均田法以前の大土地所有に関してはさまざまな学説が存在するが、なかでも、秦漢經濟史研究家平中苓次氏の見解が有力であるように思われる。平中氏によれば、中国の歴史についての一般的な理解は「土地の私有は秦の商鞅の『開阡陌』に始まるものと考えられており、秦漢以後土地の私有兼并はいよいよ甚だしくなり、三国・六朝を経て更に激化したと伝えられている」というものであるが、これに対して、平中氏は『中国古代の田制と税法』（東洋史研究会、一九六七年）において以下のように指摘した。「秦漢以來の『土地私有』なるものはその実完全な意味での土地私有制を意味するものではなく、その裏には常

に潜在的に国家的土地所有（土地領有）が維持されてきたものと解するのが妥当であろう」。

- (45) 堀敏一氏は、同著『均田制の研究』（岩波書店、一九七五年）に「大谷探検隊が吐魯番からもちかえった文書のなかに、還受の実施を直接しめすいわゆる退田文書・給田文書などがあることが発見され、その研究によつて、吐魯番では開元二十九（七四一）年の時点で、田土の還受が相当厳密に実施されていたことがあきらかとなったのである。同時にこの吐魯番の均田法では、還受の基準が令の規定とちがつて、丁男一人一〇畝ほどの少額と考えられること、また還受される田土がいずれも永業田と記載されていることもあきらかとなった。吐魯番において、本来不還受であるべき永業田が還受されているとすれば、それは実質上口分田と異ならない点が指摘されている」と述べている。

- (46) 唐令には、「諸永業田親王二百頃、職事官正一品六十頃、郡王及職事官從一品各五十頃、国公若職事官正二品各四十頃、郡公若職事官從二品各三十五頃、縣公若職事官正三品各二十五頃、職事官從三品二十頃、侯若職事官正四品各十四頃、伯若職事官從四品各十一頃、子若職事官正五品各八頃、男若職事官從五品各五頃、上柱国三十頃、柱国二十五頃、上護軍二十頃、護軍十五頃、上輕車都尉十頃、輕車都尉七頃、上騎都尉六頃、騎都尉四頃、饒騎尉・飛騎尉各八十畝、雲騎尉武騎尉各六十畝、其散官五品以上同職事給、兼有官爵及勲俱應給者、唯從多不並給、若當家口分之外、先有地非狹鄉者、並即廻受、贖者追収不足者更給」とある。

- (47) 『唐律疏議』の戸律十四条「売口分田」に「諸賣口分田者、一畝答十、二十畝加一等、罪止杖一百、地還本主、財没不追、即應合賣者、不用此律。疏議曰、口分田、謂計口受之、非永業及居住園宅、輒賣者、禮云、田里不鬻、謂受之於公、不得私自鬻賣、違者一畝答十、十畝加一等、罪止杖一百、賣一頃八十一畝、即爲罪止、地還本主、財没不追、即應合賣者、謂永業田、家貧費供葬、及田分田賣充宅、及碾磑邸店之類、狹鄉樂遷就寬者、準令、並許賣之、其賜田欲賣者、亦不在禁限、其五品以上、若勲官永業地、亦並聽賣、故云、不用此律」と規定している。律の「売口分田条」は、均田法の統制に対する違反行為を処罰の対象として取上げられている。永業田については、家貧にして売つてその代金を葬儀費用に當てるとき、犯罪者が流配・移郷に処せられるときと狹郷居住者が寬郷に移住しようとするとき、および住宅・碾磑・邸店の敷地用に売ろうとするときに限つて、売買が許される。また、それを官司に申牒して年の終りに籍帳の記載を改めなければならぬ。

- (48) 『唐律疏議』の戸律の十五条は「占田過限」に「諸占田過限者、一畝答十、十畝加一等、罪止徒一年、十畝加一等、過杖六十、若於寬閑之處者、不坐。疏議曰、王者制法、農田百畝、其官人永業準品、及老小寡妻、受田各有等級、非寬閑之鄉、不得限外更占、若占田過限者、一畝答十、十畝加一等、過杖六十、二十畝加一等、一頃五十一畝、罪止徒一年、又依令、受田悉足

者爲寛郷、不足者爲狭郷、若占於寛閑之处、不坐、謂計口受足以外、仍有剩田、務從墾闢、庶尽地利、故所占雖多、律不與罪、仍須申牒立案、不申請而占者、從應言上不言上之罪」とある。

- (49) 均田法下の田土は、私田と公田にわかれていた。唐律疏議十三戸婚、盜耕種公私田条の律文に、「諸盜耕種公私田者、一畝以下笞三十、五畝加一等、杖一百、十畝加一等、罪止徒一年半、荒田減一等、若強耕者各加一等、苗子婦官主、下条苗子準此」とある。公田と私田の用語が、それぞれ官・主に対応していて、主に属している田は私田、官に属している田が公田である。

- (50) 溝口雄三『中国の公と私』（研文出版 一九九五年）四三頁

- (51) 田原嗣郎『日本の『公・私』（溝口前掲書『中国の公と私』）九二頁

- (52) 田原前掲論文九三頁

- (53) 石上英一『律令国家と社会構造』（名著刊行会、一九九六年）一四二頁

- (54) 班田法の制定にあたって、制定者の意図したところが何処にあったかという点について、虎尾俊哉氏は「班田法立制の意図を、律令国家の収源の確保とのみ見ることは、班田法の内容から言つて、十全の理解ではない」と指摘しながらも、「班田法立制の根本的な意図は、農民に直接賦課する為にその基礎を提供することにあった。従つて、大化立制当初の班田法は、おそらく従来のミヤケ支配に於ける税制をひきついだ戸税主義に基づく賦課の制と、ある程度の対応関係を有していた」とし、さらに均田法と異なる班田法最大の特徴たる賦課の制との不对応という現象を生じた原因を「賦課の制に於ける原理は戸税主義から人頭税主義へと合理化されたが、班田方式の大本は変ることがなかった。これは班田法成立以来の農民の水田保有額をあまり大きく変更することが、為政者にとって望ましくなかったからであり、また、当時まだ水田に余裕があつて、賦課の制との対応にそれほど神経質になる必要がなかったからであろう」との認識を示している。（同著『班田収授法の研究』（吉川弘文館、一九六一年）二六四～二七六頁）

第三章 日本律令国家の再考察

第一節 墾田永年私財法と律令收取方針の転換

村山光一氏は班田法研究における律令制度研究の重要性を次のように論じている。「班田法は、律令体制のもとにおいて制度化され、実施され、そしてそれとともに消滅していったものであるだけに、班田法研究は単に制度史的な研究に留まることはできず、どうしても律令国家との関連に関心がおよんでくるのは当然である。班田法と律令国家との構造的な関連を理論的に究明することが必要である⁵⁵⁾」。国家が人民に土地を与えることによって、人民に田賦を負担させるという観点からすれば、班田法も均田法も一種の財政政策としての側面を持つ。前章においては、筆者は吉田氏の所説に批判を加え、墾田永年私財法を唐の（官人）永業田に関する規定と同質なものとする同氏の見解の誤りを指摘した。そして、墾田永年私財法の立法の意図を、律令国家の収入源の確保と見る本稿の立場に立つならば、墾田永年私財法の性格を明らかにするためには、さらに一歩進んで律令の收取体系の関連に言及する必要があると考えている。

日本律令の調庸制は、唐令を継受して個別人身賦課の租税という形をとっているが、日本独自の伝統的な租税原理を律令の收取体系に組み込んでいた。⁵⁶⁾たとえば、唐では中央財政の最重要収入である租を中央に納入するのを原則としているのに対して、大宝令・養老令制の下では、租は「遠年の儲、非常の備」として認識され、田令田長条には「凡田、長三十歩、広十二歩為段、十段為町。〔段租稻二束二把。町租稻廿二束。〕」（田は長さ三十歩、広さ十二歩で一段と為す、十段で一町と為す。へ一段の租は二束二把である。一町の租は二十二束である）と規定され、田の所

有者ではなく耕作者に対して上質の水田なら収穫の三パーセントという税率で課すこととされていた。日本の租が収取体系に含まれず国衙正倉に納入するのを原則としている理由は、当時の生産状況に求められよう。すなわち、当時の人々は狩猟、漁労を営みながら、海と山に挟まれた狭い耕地を耕作して、農業を発展させつつあった生産状況にあって、農業がいまだに国家財政基盤の中心的位置を占めていなかったためと考えられる。

日本の律令班田農民にとって、主たる租税負担は労役である。賦役令の雑徭条には「凡令条外雑徭者、每人均使、惣不得過六十日」と規定され、正丁に六十日、次丁に三十日、中男少丁に十五日ずつ雑徭を課することとなっていた。雑徭日数の数え方について、『令義解』では歳役以外の労役はすべて雑徭とされる。雑徭日数は六十日以内と規定されていたが、実際には国郡司が六十日いっぱい使役することが多かったと考える。唐の律令制とは異なり、日本の律令制における雑徭は調庸と並んで課役のなかに含めて扱われる傾向が強かったため、大宝律令の施行で雑徭を充てて行われる仕事の内容も次第に拡大し、特に道路や堤防の新設、水田開発に不可欠な池溝の新設などに雑徭が充てられ、雑徭は律令国家の地方行政を支える重要な役割を果たした。それは、当時の政府がこのような労役を国家建設に不可欠のものと考えていたことを示している。雑徭は労働日数の点においては庸調の負担よりも重かったことから、日本においては律令時代の収取体系が人身の直接的な支配と把握である労役労働を決定的な要素とする構造になっていたと言えよう。このような収取体系の構造は何よりも根本的には律令成立期における生産力の未発展段階であることによって規定されたものである。

このような労役を中核とする収取体系は八世紀前半に動揺が現れた。重い労役の負担から逃れるために、律令農民が戸籍から脱落し、逃亡、浮浪する者が激増する。農民の逃亡・浮浪によって、苛酷な徭役労働の賦課はさらに困難なものとなる。一方、戸籍の記載に「偽籍」が多くなり、班田政策も破綻し始めた。それをうけて、律令政府

は、このような財政危機を打開するため、墾田によって口分田を増大させ、税收基盤を再建しようと考え、私的な開墾を奨励する三世一身法を出した。しかし、「限満之後、依例収授。由是、農夫怠倦、開地復荒」と墾田永年私財法が述べているように、その効果はあがらなかった。後に、律令政府は、農民の生産力の増大に対応して、徭役労働よりも田租すなわち土地の生産物に課税の重点を置くことへと方針転換した。それは、天平年間において小農業生産力は律令初期と比べてより高度な段階となり、土地を媒介とする収取関係が次第に支配的段階となったことを意味する。つまり、農業生産力のはるかに増大して現物地代が徭役労働より優越するようになった結果、土地が社会の主要な財産形態となり、土地を媒介とする収取関係を実現することができるようになったのである。天平十五年、日本の律令政府は墾田の永年私有を認め、代わりに墾地の面積に応じ租税を取ることとした。以上のことから墾田永年私財法は、日本の律令政府の租税政策が、律令的個人身支配的な人頭税中心主義からより一歩進んだ土地税主義に進んだことを意味するものと評価することができるのである。

第二節 律令法及び律令制の変容

日本の律令国家について、吉田氏は九世紀が日本の古代の完成期という見方を打ち出し、通説でいわれる律令国家の二重構造——律令制と首長制——のうち、律令制の変質・解体の過程を律令国家の変質・解体の過程と同置したことは誤りであると指摘した上で、律令国家の展開過程を大宝律令の施行、天平時代、平安前期の三段階に分け、律令国家建設は大宝令の実施、天平時代の中ごろからの政策転換、平安前期の在地首長制の解体という諸段階を経て初めて完成したと説明する。⁽⁶⁰⁾ 九世紀という時期を八世紀ないしそれ以前と結びつけて理解する吉田説は、のちに日本古代史の研究者の間に広く支持を得て、十世紀後半を画期として成立するいわゆる撰関期の国家も、後期律令

国家あるいは律令国家の第二段階であると理解されるようになった。⁽⁶¹⁾

しかし、律令国家とは隋唐の国制を継受して成立した日本の古代国家であり、律令法が国制の全体をあらわし、国家を支えていた国家形態であるとする大津氏の律令国家定義⁽⁶²⁾に照らすなら、律令制の変質・解体の過程を律令国家の浸透とする吉田氏の見解は受け入れがたいものとなる。律令国家の二重構造——律令制と首長制——のうち、律令制の変質・解体によって、在地からの固有の慣習が浮かび上がり、律令の法による統治の思想を積極的に摂取しつつ日本固有の法文化が成長し、中世社会の形成を導いたと考えるのが一般的である。

また、吉田氏は、平安前期の国制・文化が、その後の日本の歴史や文化のあり方を強く方向づけていることに注目して、それは日本の歴史・文化にとつての「古典文化」であると考え、律令国家を媒介として生み出された日本の「古代国家」の「古典時代」であつたとの認識を示す。⁽⁶³⁾これに対して、坂上康俊氏は「古典」概念の理解という点から平安前期が古典的国制を成立させた時期であるとするのは、かなり無理の大きな主張であると批判した。⁽⁶⁴⁾

また、吉田氏の研究によれば、日本の律令法の断続的な継受は大化年間から始まり、六八九年の浄御原令の編纂によって、本格に体系的法典による国家支配が本格的に志向されることとなった。七〇二年の大宝令の施行および後の養老令の編纂によって、一応形式上には律令国家の形が整えられることとなったが、これは、神話的な擬血縁系譜によって結ばれ、国造制、伴造——品部制を中心とする族制的なヤマト王権を中心とする律令法の継受以前の日本の国制と原理的に明らかに異なるものである。日本国家支配は「系譜と神話」の原理による統治から「法と制度」の原理による統治への転換を果たした。⁽⁶⁵⁾吉田氏によれば、和銅四(七一一)年七月の詔(『続日本紀』)には、「律令を張設して、年月已に久し、然れどもわずかに一、二を行ひ、悉くに行ふこと能はず」とあり、大宝律令施行後ほぼ十年を経ても、律令の規定がそのままの形で施行されていなかったことがわかる。その原因は、中国の律

令制が中国の戦国時代における社会的分業の展開、原生的共同体の高度な分解を前提として生れてきた統治技術である点にある。ヤマト王権の国制を前提とし、基礎として律令法を継受した七世紀前後の日本の社会は、当時の中国社会とは、発展段階においても、その構造においても、著しく異なっていたため、律令法の規定のとおりに国家体制を運営し、統治を行うことが困難であったと考えられる⁽⁶⁶⁾。具体的にいえば、律令法上の戸とは家のことであつて、ひとつの家は戸として把握される。戸は兵士徴発の基本単位であつて、また課役システムのベースでもある。律令法の課役制・府兵制・班田制など民衆統治は戸を基礎にして行つていたことから、律令の体系そのものは同居共財の家を基礎にして組み立てられていたと考えられる。だが、八世紀前後の日本では、まだ夫婦と子供からなる家が成立しておらず、家とは複数の小家族が集まった集合体であつた。その構成は多様かつ流動的であると考えべきであろう。日本律令編纂者がこの問題を対処するため、中国の律令を意識的に日本の実情を応じて部分的に条文を書き換えたほか、個々の戸を編成して、律令の支配と収奪の機能を維持しようとしたのであろう⁽⁶⁷⁾。しかし、このような新しい律令に基づく社会秩序は実際に形成されたのだろうか。

八世紀初頭、本格的な律令国家建設を開始するや否や、律令政府は様々な困難に直面した。財政の面においては、調庸の粗悪・違期・未進による財政危機が頻発し、年とともに深刻となつていく。また、国司による律令制の施行は、郡司をはじめとする在地首長層に依存して行わざるを得なかつた。これらの事情に対応するために、天平八（七三六）年のころから大規模な政策の転換が始まつた。まず、本貫に還らない浮浪人を当処の公民籍に編付することが停止された。つづいて天平十一（七三九）年には、編戸制の中核となる政策を一時停止し、同年から郷里制が廃止された。そして天平十五（七四三）年には墾田永年私財法が出され、墾田は永年私財田とし相伝することを認めることとなつた⁽⁶⁸⁾。これらの民衆支配の体制を整備するための一連の臨時法令は、次第に中国の唐の制度を原型

とする律令法の原則から脱却し、律令に体现された固有の諸原則による統一と整合は失われていった。後に編纂された格式は、本来中国では律令を補足するものであるが、日本の九世紀の弘仁年代から貞観・延喜への時期に、現実の要請で臨時の修正法令である多数の格や、その施行細目を内容とした式が集成された。これは、律令を代位する新法典の編纂を意味すると言えよう。格式は中国法の影響が少ないことなどから、格式時代の意義は院政とくに鎌倉時代において展開される法の新しい段階——中世法の前期をなすところの——を準備した点にあると評価されている。⁽⁶⁹⁾ 養老律令を公然と廃棄したわけではないが、検非違使庁のような新機関において、庁例とよばれる慣習法ができた。また、明法家によって示される律令解釈は、そのつどの具体的な判断に対社会的な説明の形式を供給するものであった。律令の規定と判断との結合は恣意的であり、個別の要請に適合する解釈を導くために、きわめて自由度の高い類推解釈がなされた。⁽⁷⁰⁾ これにより、律令は実質的な意味を喪失して儀礼化することになる。法は、律令に体现された固有の諸原則による統一と整合を失って、多元的なものへと変化していった。そして、ある理念・原則に従って形成されるものではなく、単に具体的な問題を解決する手段として法をみなす中世法の特徴が表れてくる。⁽⁷¹⁾ つまりこの時期の法は、中国の唐の制度を原型とする論理性と統一性をもつ律令的なものというより、社会状況の変動に対応して、より柔軟な対処方法をとる中世法の雛型ともいえるようになったと言わなければならない。

このような律令法の変化は、もちろん律令を国制の骨格にして建てられた律令国家体制にも影響を及ぼした。後の政治の面においても、権力の中枢は天皇から摂政、関白に移り、世襲的な慣習が成立してくるようになり、検非違使庁など令外の官の出現によって、律令が予定していた諸官司間の統属関係は事実上解体されたと考えてよいであろう。⁽⁷²⁾ 日本古代国家は、律令法典を編纂したにもかかわらず、中国の隋唐のような律令法による統治を地域の末端まで浸透させることなく、次第に律令国家の原理から脱却しはじめたのである。しかし、日本の古代国家は体系

性と普遍性を備えていた律令法の継承によって、春秋戦国時代からほぼ一〇〇〇年の間に中国の支配者層が鍛え上げ、蓄積してきた統治技術の中核的な部分を手に入れた。高度な官僚制を運営することによって、中央貴族層の支配は在地首長の把握する地域社会の内部へ浸透してゆくことができたが、それは単に行政運営技術の成熟であって、決して、イコール律令国家の成立・熟成ではない。

九世紀の国家形態を、行政機構として律令的組織を引き継いでいることや、律令下の貴族と系譜的につながるなどから、律令国家とみえることは、社会構造や私的所有の歴史的性格を無視した、根本的な誤りを含む見解といわなければならない。

注

(55) 村山光一『研究史 班田収授』（吉川弘文館、一九七八年）三二五頁

(56) 賦役については令義解に「賦者斂也。調庸及義倉、諸国貢献物等、為賦也。役者使也。歳役雑徭等、為役也」と説明され、現代の税に相当するものである。律令賦役令の規定によれば、公民は調と庸（歳役）と雑徭を負担する。調は織維製品で徴する税目。日本の調には、絹絶布等に代替できる鉄・鍬や海水産物の「雑物」と手工業原料・製品の「副物」があったことから前代からの贄の系譜を引き、共同体の初物貢進儀礼と関係がある。また、成人男性に課された力役の代わりに納める庸は日本ではチカラシロと訓じられている。唐の制度では、正丁が一年間に二十日間、歳役を課される。実役の代わり代納する物品税を庸という。唐では実役徴発が主であり、庸として代物徴収されるのに対して、日本では令の条文で同様に規定しているけれども、現実に歳役が行われたことはなかったと思われる。この違いも大宝以前の伝統に由来する。庸は衛士・仕丁・采女・女丁などの食料の財源であった。「チカラシロ」という古訓は地方から貢上されるものたちへの給付のための財源として「チカラのために用いるもの」を意味する。また、雑徭も成年男子に課せられた労役の一種である。雑徭は律令制以前からのミユキの系譜をひく労役であった可能性が強い。ミユキは天皇またはそのミコトモチ（国宰など）が地方に巡行（ミユキ）してきたときの奉仕役にその起源があると推定され、地方豪族が地域社会で独自に徴発してきた労役とは別系列の、朝廷のための労役

であつたと考えられる。(井上光貞他校注『日本思想大系三 律令』へ岩波書店、一九七六年)「補注」五八五頁、五九二頁)

(57) 日本令の租が收穫の一部を神に捧げる初穂を起源するものではないかとも考えられる。租を日本の天皇制と関連して検討をしなければならぬが、本稿においては深く検討しないことにする。

(58) 井上他前掲『律令』「補注」五九二頁

(59) 牧・藤原前掲書六〇頁

(60) 吉田前掲書二〇頁

(61) 大津透氏は『新体系日本史二 法社会史』(水林彪・大津透・新田一郎・大藤修編、山川出版社、二〇〇一年)の第二章「格式の成立と撰関期の法」において、格式の成立と撰関期の法は律令制の拡大と浸透ととらえている。格式は、律令法の外に存在していた固有の慣行を、整備・制度化し、同時に儀礼化して組み込んでいったので、単に慣習法というだけでなく、律令制の範囲を拡張したと評価する。さらに、撰関期の法と秩序について、検非違使と明法家の登場は律令国家の裁判制度においては、刑部省の判断、量刑の役割が空洞化し、令外官の検非違使が職権に吸収され、律令国家は崩壊していくという従来の考えを批判した。大津氏の見解では、八世紀には継受できなかった律令法もあり、高度な中国文明の継受という視点では九世紀の格式法や儀式書の編纂を、律令編纂から一連の動きと考える。また、大津氏は日本的な律令法が定着したのは、撰関期の国家であり、八・九世紀を通じて、律令制の進展とともに郡司の力を奪い、国司が支配権を強め、受領の支配が成立したものである。そこに生まれた国衙法は、受領が任国を支配するためにつくった法であり、在地社会から自生した慣習法などではない。また、租庸調にかわって成立する新しい税目の官物は律令制崩壊を示すものではなく、律令国家の支配のために発展的に生まれた、日本的な律令制を支えた法だと認識している。

(62) 大津前掲論文一五頁

(63) 吉田前掲書二一頁

(64) 坂上康俊氏による批判は以下のようなものである。すなわち、同著『日本の歴史05 律令国家の転換と「日本」』(講談社、二〇〇一年三三五頁以下)に於いて、「ヨーロッパの歴史において古典古代といえば、ルネサンス以後に規範とされ、あるいは憧憬の対象となったギリシア・ローマの文化を生み出した時代をさし」、「そこでは人間に対する省察に基づいて、彫刻・絵画・演劇などの芸術がうまれるが、やはりギリシア哲学やローマ法を抜きにして古典古代を云々すること」ができない。「とくに、『国家篇』や『アテナイ人の国制』などといった、人間(市民)社会の理想的な組織のあり方についての論議、あるいは

はそういった論議を成り立たせるための論議の存在を見落としてはなるまい。つまり哲学はそのいきつくところ理想的な国制をもまた語らなければならなかったのであった。「同様のことは中国古代、春秋戦国の諸子百家についても言えるのであって、中国の知識人すなわち政治家は、皇帝以下官僚まで、この時代から漢代にかけて成立した古典を踏まえて統治にあたるべきものであった。このことは、周公に仮託して漢代に成立した『周礼』が、隋、唐、宋などの官制改革の規範として何度もよみがえらされたことをみても」、「さらには唐の律疏がいかに細かく古典を引用して行刑の正当性を説明しようとしているかをみても明らかである」。九世紀の日本は「国家制度、社会のあり方について、人間に対する省察に基づいた規範がうちたてられ」、「研ぎ澄まされた言葉で規範を語ったものであり、だからこれを読み直しという形をとって新しい解釈を生み出し、回帰を装いながら新しい社会へ組み替える力を潜めているもの」という古典の定義に照らして、古典的国制を成立させた時期であるとするのは、かなり無理の大きな主張」である。

(65) 吉田前掲書一頁

(66) 吉田前掲書四一一頁

(67) 吉田前掲書一六頁

(68) 吉田前掲書四一九頁

(69) 石母田正『日本古代国家論 第一部』（岩波書店 一九七三年）二二四頁

(70) 新田一郎「中世前期の社会と法」（水林他前掲『法社会史』）一一七頁

(71) 新田前掲論文一二二頁

(72) 律令官人制は九世紀以後、貴族社会に適合するシステムに縮小再編された。国家行政機構が律令的組織を引き継いでいるが、実質は全く異なる国家組織ができあがった。吉川真司氏は、十世紀以後の後期摂関期政治を律令体制の枠から脱した「初期権門政治」とする。また、「天皇・太政官——国郡司——公民」という構造を持つ律令制から「院宮王臣家・諸司——富豪層——非公民」という関係に置換されたことを、古代国家が内部から変質し、律令制を解体させたと評価し、また、律令制が終焉し、中世権門体制が確立するまでの日本国の体制を「初期権門体制」と呼ぶ。（吉川真司『日本の時代史五 平安京』へ吉川弘文館、二〇〇二年／九五頁）

おわりに

最後に再び「墾田永年私財法」についてまとめておこう。『令集解』に引かれた古記の記述によれば、墾田自体がすでに大宝令当初法の枠内に置かれて、律令政府は墾田農民に配慮しながら墾田に対する律令国家の支配権を行使していたことが明らかである。また、日本の養老令にあつて唐令にない位田と功田の制度は、唐令官人永業田の規定を基に日本田令において独自に作られたものであると考えられる。このことから、日本の田令は日本の水田の面積や、田地の性質など当時の社会現状を十分検討した上で独自の体系を構築していたものであつて、吉田氏が理解する唐の均田法に単なる形式的な加除を施したのではないことが明らかである。

古代日本においては、農耕技術の未熟さのゆえに耕作地の荒廃が起こりやすく、一定の生産を維持するためには、日本の古代律令国家は絶えず耕地の新墾、再開墾を必要とする。新田開墾とくに新池溝の開発による開墾は資力、労力などの点で開墾当事者に依存していることから、永年私財法において収公制という国家的制約を撤廃せざるをえなかったのである。墾田面積の制限は律令国家が墾田の収公を放棄した後に私田が一気に広がる傾向を予防する補完措置であると考ええる。つまり、占田面積の制限は、唐令を意識したものではなく、当時の開墾予定地の無制限な占定を規制しようとしたものであつて、永年私財法は表面的には限田制的性格を備えているとしても、それは収公の放棄を伴って成立したものである。

中国の均田法は、私有を積極的に否定することによって、大土地所有を制限する政策である。階層的土地秩序は均田法の一つの側面であるが、均田法的主要な目的に沿って為されたものではない。日本の班田法は、唐の均田法

と形式的には類似しているが、租税収奪の基盤を確立するという立法主旨は均田法と違っている。

日本の律令政府は八世紀前半に収取体系の労役を中核とする構造的な原因で財政危機に直面し、律令法の規定通りの統治に動揺が現れた。農民の逃亡、浮浪する者の激増によって苛酷な徭役労働の賦課が困難になり、調庸の粗悪・違期・未進事件が頻発した。こうした危機を打開するため、墾田によって口分田を増大させ、税収基盤を再建しようと考え、開墾に対する優遇政策がとられた。三世一身法では荒地の新開墾者に権利を与える期間が延長されたが、これは最終的に律令国家は熟田化した墾田を収公することに拘るより墾田から租を取るほうが税収の確保につながるという認識から、墾田を班田収授の枠に組み込むことを諦め、墾地の私有を認めたものと考えられる。墾田永年私財法は、日本の律令政府の租税政策が律令的個人身支配原理による人頭税中心主義から、より一歩進んだ地稅主義へと進化したことを意味すると評価することができる。

日本の律令法継受は大化年間から始まり、七〇二年の大宝令の施行および後の養老令の編纂によって一応形式上には律令国家の形を整えるが、和銅四年七月の詔によって律令の規定がそのままの形で施行されていなかったことがわかる。その原因は、中国の律令制は社会的分業の展開、原生的共同体の高度な分解を前提として生れてきたものであるのに対して、七世紀前後の日本の社会は、当時の中国社会とは、発展段階においても、著しく異なっていたため、律令法の規定のとおりには国家体制を運営し、統治を行うことが極めて困難であったからであると考えられる。墾田永年私財法に代表される一連の臨時法令は、中国の唐の制度を原型とする律令制の原則から脱却し、律令に体现された固有の諸原則による統一と整合を失わせるものであった。本来、律令的発想では、法を生み出す一貫した論理性・体系性を必要とし、ある理念・原則に従って形成されるものである。だが、八世紀以後の日本の法は、中国の唐の制度を原型とする論理性と統一性をもつ律令的なものというよりも、社会状況の

変動に対応して、より柔軟な対処方法をとる中世法の特徴を有していると考ええる。

古代の日本は中国の唐の律令を継受し、それを目標にして国家作りをしたにもかかわらず、文人官僚による統治を行い、中央集権システムを整えた宋のような時代が訪れることなく、そのかわりにより分権的な中世という時代が歴史に登場した。それは、明らかに理性的、求心的な宋の制度と違い、感性的、分散的な社会である。このような社会がいつ、どのようにして生まれるかという問題を考えるためには、やはり平安時代に対する理解が重要であろう。筆者は八世紀半ばにおいて、コストのかかる律令的中央国家財政から天皇、貴族個別経済の独立へと発想を転換したのではないかと考えている。以上のことから八世紀以後の古代日本の国家建設は律令国家という目標に近づこうとしたとする吉田氏の理解は誤りで、唐令の影響から離れて、日本的な中世への道を探しはじめたものとするべきだと考えるのである。

以上、日本古代律令国家と唐における墾田の扱いの異同に関する検討を通じて、吉田説の律令国家論を批判してきたわけであるが、ここで、主たる検討対象として墾田永年私財法以外にも、律令以前の土地所有の実態と初期荘園の成立などについても検討する必要がある。また、律令国家の変容を明らかにするために、検証対象を財政制度に限らず、律令国家の政治構造なども含めて、より幅広く検討する必要がある。律令国家と律令法との関係について、もっと掘り下げて考える必要性を痛感した。また、本論文は、北宋の天聖令の発見というあらたな史料出現を契機に、実証的に吉田説の再検討を試みたものにもかかわらず、天聖令について史料の分析を行わなかったことも大きな欠点といわねばならない。これらのことを、今後の課題として取り組んでいきたい。